長野県卓球連盟登録規程

長野県卓球連盟登録規程（昭和５４年７月１５日施行）の全部を改正する。

（総則）

第１条　長野県卓球連盟（以下「本会」という。）規約（昭和２５年６月１日施行）第１５条の規定に基づき、登録に関する規定を定める。

（加盟団体）

第２条　本会への登録窓口となる加盟団体とは、本会規約第７条に規定する卓球競技団体をいう。

（登録団体）

第３条　登録団体とは、前条の加盟団体に所属する団体（以下「登録団体（チーム）」という。）をいう。

（登録会員）

第４条　登録会員とは、本会加盟団体に所属し、かつ、本会制定の卓球競技会等に参加する者で、次の各号のいずれかの区分に登録された者とする。

（１）選手登録

（２）役職者登録（ただし、役職者登録のみでは選手活動はできない。）

２　原則として、同一人の選手登録は、一つの登録団体（チーム）に限る。

３　本会に登録する際の居住地、氏名及び性別は、住民基本台帳記載事項に準じる。但し、旧氏が併記されている際はその旧氏を氏として登録することが出来る。

（登録会員の種別及び登録料等）

第５条　登録会員の種別及び登録料等は、次のとおりとする。

種　別	略　称	対　　象　　者	登録料　円／人
第１種	一　般	年齢を制限しない一般並びに次の第２種から第７種に所属しない選手並びに第９種及び第１０種に該当しない選手	３，０００
第２種	日学連	日本学生卓球連盟に所属する県内選手	１，５００
第３種	高体連	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属する選手	１，３００
第４種	中学生	中学生の選手	９００

第５種	小学生	小学生以下の選手	９００
第６種	教職員	全国教職員卓球連盟に所属する選手	３，０００
第７種	日本リーグ	日本卓球リーグ実業団連盟に所属する選手	３，０００
第８種	役職者	① 加盟団体の役員、顧問、部長、監督、コーチ、アドバイザー等 ② 全国教職員卓球連盟に所属する役員	２，０００
第９種	高体連未加入高校生	全国高等学校体育連盟卓球専門部に所属しない選手	２，０００
第 10 種	ふるさと登録者	日本学卓球連盟に所属する県内出身の県外選手	１，０００

（競技会等参加資格）

第６条　本会が行う各種競技会、検定会、研修会等に参加できる者は、第４条に規定する登録会員とする。

（登録地）

第７条　本会に加盟登録する者は、本会の各支部（本会規約第８条に規定する支部）を登録地とする。

２　本会に加盟登録する者は、各支部地域内に居住、勤務又は学籍を有するものでなければならない。

３　居住地と勤務先、学籍地が異なる場合は、自己の意志によって一ケ所の支部に登録するものとする。

４　勤務先とは、雇用者と雇用契約を締結した上で、週７日のうち４日以上勤務する所を指し、学籍地とは、在学している学校の所在地をいう。

（登録地の特例）

第８条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる事由があるときは、同条に規定する居住地、勤務地、学籍地の属する支部以外の支部から登録することができる。

（１）　転居、転勤、転校、退職、結婚等により居住地を移転した場合

（２）　自己の居住地に加盟団体又は登録団体（チーム）がない場合

（３）　自己の卓球競技技術の向上又は役員の登録のため、自己の居住地、勤務地、学籍地以外からの登録を希望する場合

２　前項の登録に当たっては、関係支部の長の承認を要するものとする。ただし、

支部をまたぐ登録の場合は、必ず両方の支部長の承認を得てから登録すること

次条第３項に規定する役職者の登録については、この限りでない。

（複数の登録）

第９条　勤務先においてチーム編成ができない場合に限り、勤務先名で登録し、チーム戦出場のため勤務先以外の一つの登録団体（チーム）に二重登録することができる。ただし、本会内に限る。

２　中学生（第４種）及び小学生（第５種）は、所属する学校以外に本会内の一つの登録団体（チーム）に二重登録することができる。

３　役職者（第８種）は、第７条の規定により複数登録することができる。この場合において、役職者は、選手とそれぞれ兼ねて登録することができる。

４　第１項及び第２項の二重登録に当たり、前条第１項の規定に該当する場合は、同条第２項の規定を準用する。

（登録料の納入）

第１０条　登録料の納入は、第７条第１項に規定する各支部を通じて納入するものとする。ただし、第５条第１０種ふるさと登録者は、直接本会に納入するものとする。

２　前条に規定する複数登録者は、登録数分の登録料を納入しなければならない。

３　登録料の納入後、選手登録者には公益財団法人日本卓球協会指定のゼッケンを、役員登録者には役員章を渡すものとする。

４　一旦納入された登録料は、原則として返還しない。

（登録期間）

第１１条　登録期間は、毎年４月１日から３月３１日までとする。

（登録手続）

第１２条　本会に加盟登録する者は、第７第１項に規定する各支部を通じて登録しなければならない。

２　本会に加盟登録する者は、本会指定の登録申請書に必要事項を記入し、本会の規定する登録料を添えて申請するものとする。

３　加盟登録は、毎年度行うものとし、原則として２月１日から５月３１日までの間にその手続きを完了しなければならない。ただし、特別の事由により、本期間内に登録の手続きができなかった場合は、各支部を通じて本会の承認を得た上で行わなければならない。

４　本会は、前項の期間外においての各支部からの追加登録は、日卓協の承認を得て登録手続きを行うものとする。

５　前項の日卓協の承認が得られない場合は、本会への登録はできるが、全国大会、予選大会への出場はできない。

（登録変更）

第１３条　登録会員が転居、転勤、転校その他の事由で加盟団体等を変更する場合は、登録変更をすることができる。
２　前項の登録料は、不要とする。
３　登録変更の手続きは、加盟登録の手続きを準用する。
（登録取消）
第１４条　次の事項に該当する場合は、登録を抹消し、公表することができる。
（１）本会規約、本登録規程又は加盟団体規約等に違反した場合
（２）登録料を未納した場合
（３）登録会員としての体面を著しく汚した場合
２　前項に該当する者は、当該年度において再登録をすることはできない。
（適用除外）
第１５条　第５条第１０種ふるさと登録者は、第７条、第８条及び第９条並びに第１０条第２項及び第３項、第１２条第１項、第３項ただし書、第４項及び第５項並びに第１３条の規定は、適用しない。
（登録規程の改正）
第１６条　本登録規程の改正は、本会常任理事会の承認を要する。
（補則）
第１７条　この規程に定めるもののほか、本登録規程の運用等について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年２月１日から適用する。
附　則
この規定は、令和２年４月１日から施行し、令和２年３月１日から適用する。
附　則
この規定は、２０２２年４月１日から施行し、２０２２年３月１日から適用する。
＊経　過
昭和５４年７月１５日施行
平成２５年４月１日全部改正
平成２６年４月１日改正

平成２７年４月１日改正
令和　２年３月１日改正
２０２２年４月１日改正